府令・省令

○内閣府総務省令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四号を次のように改める。

四　労働者災害補償保険法第十五条第一項の障害補償一時金の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

第五条に次の三号を加える。

五　労働者災害補償保険法第二十二条の三第二項の障害一時金の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

六　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第四条の障害特別支給金、同令第五条の遺族特別支給金、同令第五条の二の傷病特別支給金、同令第七条の障害特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

七　労働者災害補償保険法による年金たる保険給付又は労働者災害補償保険特別支給金支給規則による年金たる特別支給金の各支払期月（労働者災害補償保険法第九条第三項ただし書又は労働者災害補償保険法特別支給金支給規則第十三条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務

第八条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務

五　児童福祉法第二十四条第四項から第六項までの措置に関する事務

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務

二　学校保健安全法第二十四条の医療に要する費用の支給に関する事務

第二十四条第二号中「、標準負担額減額認定証」を「、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証」に改める。

第二十四条の次に次の三条を加える。

第二十四条の二　法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

第二十四条の三　法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国民年金法第百二十八条第五項の規定により、国民年金基金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二　国民年金法第百三十七条の十五第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

第二十四条の四　法別表第一の三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三条第一項の退職金共済契約若しくは同法第四十一条第一項の特定業種退職金共済契約の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二　中小企業退職金共済法による退職金等又は差額の支給を受ける権利に係る請求等（請求、申出、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

三　中小企業退職金共済法による退職金等又は差額の支給に関する事務

四　中小企業退職金共済法第二十一条（同法第五十一条において準用する場合を含む。）の退職金等の返還に関する事務

第三十条第九号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二　法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条第一項又は第十八条第一項の年金たる給付の支給に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二　石炭鉱業年金基金法第十七条又は第十八条第三項の一時金たる給付の支給に関する事務（地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

第四十五条第六号中「第百十五条第十八号の障害者雇用促進助成金」を「第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金、同令第百十五条第十八号の障害者雇用促進等助成金及び同令第百三十八条第二号の三の障害者職業能力開発助成金」に改める。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四十八条第一号中「実施又は」を「実施」に、「実施に」を「実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給の実施に」に改め、同条第二号中「同じ。」の下に「若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項」を加え、同条第三号及び第四号中「第十四条第四項」の下に「若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項」を加え、同条第五号中「第十四条第四項」の下に「又は平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項」を加え、同条第六号中「第十四条第四項」の下に「若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項」を加える。